

- ①行事名(コース)など
- ②住所 ③氏名(ふりがな)
- ④電話またはFAX番号
- ⑤「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

- あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

せたがやコール ☎03-5432-3333
区HPQ 8436 FAX03-5432-3100

令和6年(2024年)9月15日

せたがや

HPVワクチンの定期接種を受けられなかった方へ

HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)の積極的勧奨差控えにより定期接種を受けられなかった方へ、接種を実施しています。

対平成9年4月2日～20年4月1日生まれの女性で、過去にHPVワクチンを合計3回接種していない方

接種期間／7年3月31日まで ※接種を完了するまでに約6か月間かかるため、6年9月までに接種を開始する必要があります。

場指定医療機関

備世田谷区医師会が日曜接種を実施しています。詳しくは、**区HPQ 15884**をご覧ください。

担当＝世田谷保健所感染症対策課

問世田谷区予防接種コールセンター ☎03-5432-2437 FAX03-5432-3022
区HPQ 3096

子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

対平成21年4月2日以降に生まれた方で、条件(未定)*に当てはまる方

接種期間／10月1日～7年1月31日

場区内の指定医療機関(一覧は**区HPQ 18137**)等からご覧になれます)

助成額／未定*

*対象者と助成額は9月下旬に決定する予定です。詳しくは、9月30日以降に前記**区HP**をご覧ください。

備助成券は指定医療機関にあります。12歳以下は費用助成を2回受けられます。受付時に子どもの住所と生年月日が確認できるもの(保険証等)を提示してください。

担当＝世田谷保健所感染症対策課

問世田谷区予防接種コールセンター ☎03-5432-2437 FAX03-5432-3022

妊娠・出産に向けたお悩みを相談しませんか～妊活オンライン相談

匿名で専門職(不妊症看護認定看護師・臨床心理士・胚培養士等)にお悩みを相談できます。

対区内在住で、不妊治療に悩んでいる方、不妊治療をこれから始めようと思っている方、将来子どもを持ちたいと思っている方(当事者や家族等)、性や身体に関する相談を希望する方等

●**利用方法**

- ①妊活オンライン相談のLINEアカウントを「友だち追加」
 - ②会員登録
 - ③クーポンコード「stgy世田谷区〇〇」を入力(〇〇にはお住まいの町名が入ります)
 - ④テキストメッセージ、Zoom、通話のいずれかで相談
- ※Zoom、通話での相談は要予約。いずれも相談回数は無制限・無料。



LINE友だち追加はこちら(LINE ID @stgy-famione)▶

問世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102
区HPQ 1184

24時間対応型一時保育をご存じですか

対医療・介護職等夜間勤務のある方、親族の介護・看護等のため家庭で夜間の保育ができない方

場成育しせい保育園(大蔵2-10-18)

申電話で成育しせい保育園(☎5727-2252 FAX3416-1501)へ
区HPQ 1541

児童手当の制度が改正されます

改正内容

	現行(9月分まで)	改正後(10月分から)
支給対象	中学校修了まで(15歳到達後最初の年度末を迎えるまで)	18歳到達後最初の年度末を迎えるまで
所得制限	あり	なし
手当月額	①所得制限限度額未満 ●3歳未満＝一律1万5000円 ●3歳から小学校修了まで 第1子、第2子＝1万円 第3子以降＝1万5000円 ●中学生＝一律1万円 ②所得制限限度額以上、所得上限限度額未満＝一律5000円	●3歳未満 第1子、第2子＝1万5000円 第3子以降＝3万円 ●3歳から18歳年度末まで 第1子、第2子＝1万円 第3子以降＝3万円
第3子加算時のカウント対象	18歳到達後最初の年度末を迎えるまで	22歳到達後最初の年度末を迎えるまで(親等の経済的負担がある場合)
支給回数	年3回(6・10・2月)	年6回(偶数月) ※初回は6年12月に支給。

制度に該当すると思われる方へ、9月上旬にお知らせ(ハガキまたは封書)をお送りしていますので、届きましたら内容をご確認ください。現在児童手当を受給しておらず、養育している児童が18歳到達後最初の年度末を迎えるまでの年齢で世田谷区外に居住している場合などお知らせが届いていない方は、**区HPQ 15323**をご覧ください。

問子ども家庭課 ☎5432-2309 FAX5432-3081

今月の手話



- ①両手の親指を立てて、人差し指、中指を横にして両手の手首を交差させる。
- ②右手のひらを上に向け、左から右へ波のように動かす。

お詫びと訂正

8月15日号2面「今月の手話」の説明文に誤りがありました。正しくは、次のとおりです。お詫びして訂正します。

＝「北沢」
北にある沢の様子を表現しています。

手話は言語です。
ぜひ手や指を動かしてみてください。

問障害施策推進課
☎5432-2388 FAX5432-3021

「障害者のしおり2024・2025」を発行しました

障害者福祉の制度、施策等を紹介した冊子です。ぜひご利用ください。
配布場所／総合支所保健福祉課ほか
備 **区HPQ 2501** からご覧になります。



問障害施策推進課 ☎5432-2385 FAX5432-3021